

事 務 連 絡
平成27年3月2日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産かわはぎのクロラムフェニコール)

標記については、登録検査機関の受託体制が整うまでの間の取扱いについて、平成27年1月30日付け食安輸発0130第3号により通知したところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、ベトナム産かわはぎ及びその加工品については、クロラムフェニコールに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

平成27年2月24日現在のクロラムフェニコールに係る検査命令受託可能検査機関

- (1) 一般財団法人 食品環境検査協会
- (2) 一般財団法人 日本冷凍食品検査協会
- (3) 一般社団法人 日本油料検定協会
- (4) 株式会社 日本食品エコロジー研究所